

ロカルノ協定の概要

1. ロカルノ協定（国際意匠分類）とは

ロカルノ協定とは、正式には「1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」といい、この協定に基づいて意匠の国際分類が作成され、1971年4月27日に発効している。

このロカルノ協定には、2011年12月現在52カ国※が加盟している。

なお、日本、米国はロカルノ協定に加盟していないが、それぞれの国の意匠公報には国際意匠分類を併記し、国際意匠分類を利用する国において、先行調査等が可能なようにしている。

この国際意匠分類は英語とフランス語で作成されており、32のクラス（物品分野や物品群を表す）と219のサブクラス（物品を表す）で構成され、専ら意匠を管理する性格のものとして作られている。

2. ヘーグ協定と国際意匠分類の関係

ヘーグ協定ジュネーブアクトを利用した意匠の国際出願を行う場合、ユーザーは国際意匠分類を自ら付与し、願書に記載する必要があることや、意匠の国際出願では、国際意匠分類の同一クラスの物品であれば、複数の意匠を1件の出願で行うことができるとしているため、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際に、国際公開公報やロカルノ協定加盟国の公報の先行意匠調査や権利調査における利便性を高めるためには、ロカルノ協定にも加盟しておく必要があると考えられる。

なお、ロカルノ協定では、国際意匠分類によって意匠の保護の範囲等を拘束しないこととしているが、無審査国等においては、出願に付与された国際意匠分類によって物品の類似範囲が決まる場合もある。

3. 我が国のロカルノ協定加盟の課題と対処

国際意匠分類は、一般的な情報整理ツールとして粗分類であり、迅速的確な実体審査に適さないことや、ユーザーにとっても先行調査の負担が大きいことから我が国は独自に作成した日本意匠分類を使用している。

しかし、上記理由により我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟するには、ロカルノ協定に加盟し国際意匠分類を運用していく必要があると考えられる。

このため、ロカルノ協定への加盟に当たっては、庁内の審査業務運用やユーザーの先行調査の利便性を考慮し、特許のIPC分類とFIの運用と同様に国際意匠分類と日本意匠分類を運用することが必要と思われるが、簡便なシステムを構築することによって対処可能だと考えられる。

ただし、国際意匠分類を使用して実体業務を維持するための分類に関する規定類や運用方法の整備、人的負担の対処、国内への周知等々が課題となる。

※2011年12月現在のロカルノ協定加盟国の詳細についてはWIPOより公表されている以下のデータを参照のこと。

<http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/locarno.pdf>

【日本意匠分類と国際意匠分類との分類枝数の比較】

分類	階層 (階層の意味)	枝数
日本意匠分類	グループ (物品の分野を表す)	13
	大分類 (物品群を表す)	77
	小分類 (物品を表す)	3,193
	含まれる物品	41,500
国際意匠分類	クラス (物品の分野を表す)	32
	サブクラス (物品を表す)	219
	物品のリスト	7,024